

宗像市・玄海町課題調整案

[様式 2]

協議項目第11号 国民健康保険事業の取扱い

調整内容	<p>(調整案)</p> <p>賦課方式については、所得割、平等割、均等割の3方式とする。 保険税(介護保険の第2号被保険者の保険税を含む)については、両市町の療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額を算出した上で、新市において税率を定める。 賦課期日については、両市町に相違がないため現行のとおりとする。 納期については、8期とする。 滞納者に対する取扱いについては、国民健康保険法による取扱いを行う。 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。 財政調整基金については、両市町において合併までに国民健康保険財政の安定的運営に必要な基金の造成に努める。</p>
------	---

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容
<p>国民健康保険税 (平成12年度)</p> <p>賦課方式</p> <p>所得割 7.0%</p> <p>資産割 10%</p> <p>平等割 27,500円</p> <p>均等割 28,500円</p> <p>介護保険料</p> <p>賦課方式</p> <p>所得割 0.7%</p> <p>均等割 8,200円</p> <p>課税限度額</p> <p>医療分 530,000円</p> <p>介護分 70,000円</p>	<p>国民健康保険税 (平成12年度)</p> <p>賦課方式</p> <p>所得割 8.0%</p> <p>平等割 32,000円</p> <p>均等割 27,000円</p> <p>介護保険料</p> <p>賦課方式</p> <p>所得割 0.8%</p> <p>均等割 9,000円</p> <p>課税限度額</p> <p>医療分 530,000円</p> <p>介護分 70,000円</p>	<p>賦課方式については、所得割、平等割、均等割の3方式とする。</p> <p>保険税(介護保険の第2号被保険者の保険料を含む)については、両市町の療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額を算出した上で、新市において保険税を定める。</p>
<p>国民健康保険税納期</p> <p>賦課期日</p> <p>4月1日</p> <p>納期</p> <p>第1期 6月1日から 6月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から 8月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から 10月31日まで</p> <p>第4期 12月1日から 12月28日まで</p> <p>第5期 2月1日から 2月末日まで</p>	<p>国民健康保険税納期</p> <p>賦課期日</p> <p>4月1日</p> <p>納期</p> <p>第1期 6月1日から 6月30日まで</p> <p>第2期 7月1日から 7月31日まで</p> <p>第3期 8月1日から 8月31日まで</p> <p>第4期 9月1日から 9月30日まで</p> <p>第5期 10月1日から 10月31日まで</p> <p>第6期 11月1日から 11月30日まで</p> <p>第7期 12月1日から 12月25日まで</p> <p>第8期 1月1日から 1月31日まで</p> <p>第9期 2月1日から 2月28日まで</p> <p>第10期 3月1日から 3月31日まで</p>	<p>賦課期日については、両市町に相違がないため現行のとおりとする。</p> <p>納期については、8期とする。</p> <p>第1期 6月1日から 同月30日まで</p> <p>第2期 7月1日から 同月31日まで</p> <p>第3期 8月1日から 同月31日まで</p> <p>第4期 9月1日から 同月30日まで</p> <p>第5期 10月1日から 同月31日まで</p> <p>第6期 11月1日から 同月30日まで</p> <p>第7期 12月1日から 同月28日まで</p> <p>第8期 1月1日から 同月31日まで</p>
<p>滞納者に対する取扱い</p> <p>国保法及び地方税法に基づいて市の事務処理基準要領を作成</p>	<p>滞納者に対する取扱い</p> <p>特になし</p>	<p>滞納者に対する取扱いについては、国民健康保険法による取扱いを行う。</p>
<p>国民健康保険運営協議会構成</p> <p>被保険者3名 公益代表3名</p> <p>三師会代表3名 被用者保険等代表1名</p>	<p>国民健康保険運営協議会構成</p> <p>被保険者3名 公益代表3名</p> <p>三師会代表3名</p>	<p>国民健康保険運営協議会は、新市において新たに設置する。</p>
<p>国民健康保険給付費支払基金</p>	<p>国民健康保険財政調整基金</p>	<p>財政調整基金については、両市町において合併までに国民健康保険財政の安定的運営に必要な基金の造成に努める。</p>